

岡崎市議会議案

令和5年3月定例会

令和5年3月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 1	令和4年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	7
1	包括外部監査契約について	13
2	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）	15
3	財産の交換について	19
4	岡崎市手数料条例の一部改正について	21
5	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	65
6	岡崎市職員定数条例の一部改正について	67
7	岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について	69
8	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	71
9	岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	73
10	岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	75
11	岡崎市市営住宅条例の一部改正について	77
12	岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	79
13	岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について	81
14	令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第14号）	87
15	令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）	105
16	令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	107
17	令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	113
18	令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	119

19	令和4年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	123
20	令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第3号）	127
21	令和4年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）	131
22	令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）	135
23	令和4年度岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）	139
24	令和4年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）	143
25	令和4年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第1号）	147
26	令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）	151
27	令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）	153
28	令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第3号）	155
29	令和5年度岡崎市一般会計予算	157
30	令和5年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算	171
31	令和5年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算	175
32	令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	179
33	令和5年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	185
34	令和5年度岡崎市介護保険特別会計予算	189
35	令和5年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	193
36	令和5年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	197
37	令和5年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算	201
38	令和5年度岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計予算	205
39	令和5年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	209

40	令和5年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	213
41	令和5年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	217
42	令和5年度岡崎市病院事業会計予算	221
43	令和5年度岡崎市水道事業会計予算	225
44	令和5年度岡崎市下水道事業会計予算	229

令和5年承認第1号

令和4年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、補正予算（専決第2号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年1月13日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市一般会計補正予算（専決第2号）

令和4年度岡崎市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,337,893千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
20	繰入金	11,727,205	90,000	11,817,205
	2 基金繰入金	11,570,952	90,000	11,660,952
	歳入合計	144,247,893	90,000	144,337,893

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	24,275,649	90,000	24,365,649
	3 環境費	925,639	90,000	1,015,639
	歳出合計	144,247,893	90,000	144,337,893

包括外部監査契約について

次のとおり、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契約金額
11,561,000円を上限とする額
- 4 支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方
名古屋市千種区丸山町一丁目42番地の2
公認会計士 香 田 浩 一

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により必要があるによる。

財産の無償貸付け及び減額貸付けについて

次のとおり、土地を無償で貸し付け、及び貸付料の減額をして貸し付けるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 貸付けの目的

岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地

2 貸し付ける土地

所 在	地 目	面 積
岡崎市柱一丁目、柱町字土取及び字下荒子並びに羽根町字東荒子地内	雑種地	3,710㎡

3 貸付けの相手方

名古屋市東区葵三丁目19番7号

矢作地所株式会社

4 貸付期間

令和5年6月1日から令和35年5月30日まで

5 無償貸付けの期間

令和5年6月1日から施設の供用を開始する日の属する月の前月の末日まで

6 減額貸付けの期間

施設の供用を開始する日の属する月の初日から令和35年5月30日まで

7 減額後の貸付料

1平方メートル当たり月額273円（駐輪場及び商業機能（飲食及び物販）の導入に供する部分にあつては1平方メートル当たり月額136円、トイレ及び喫煙所に供する部分にあつては当該全額を減額）


8 貸付料の改定

貸付料は、令和2年4月1日から起算して3年を経過するごとに改定することとし、貸付料の改定は、方法等について不動産鑑定評価等の精通者意見を基に行うものとする。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。



凡 例	
	貸し付ける土地

財産の交換について

次のとおり、財産を交換するものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 交換の目的

譲渡公営住宅に係る転貸借関係を解消する必要があるため

2 市が交換に供する財産（土地）

所 在	地 目	面 積	価 額
岡崎市柱曙二丁目10番1、10番7、 10番8	宅 地	349.03㎡	47,800,000円

3 交換により市が取得する財産（土地）

所 在	地 目	面 積	価 額
岡崎市柱曙二丁目8番22、8番23	宅 地	413.53㎡	48,875,000円

4 交換差額の補足

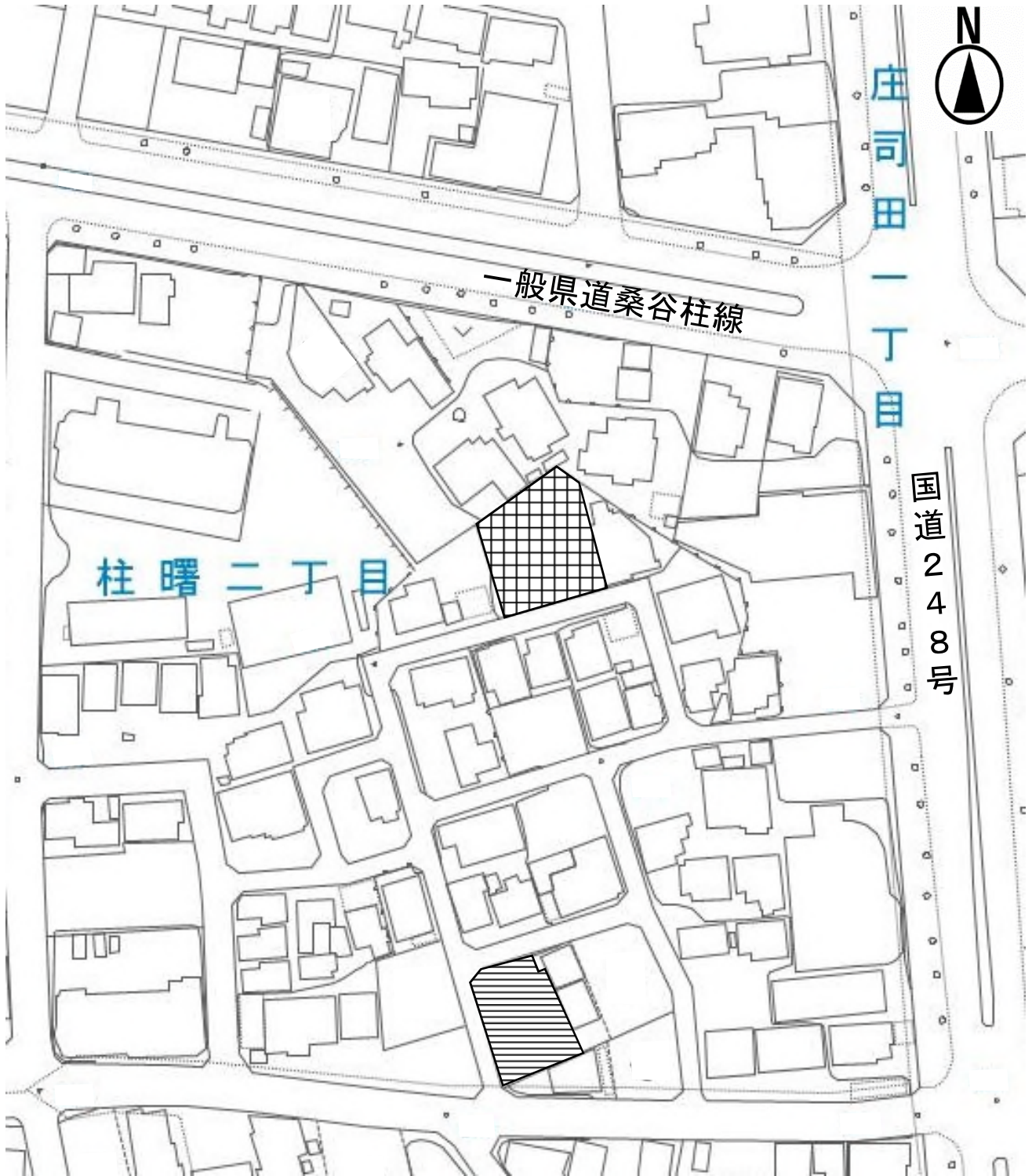
市は、相手方に対し、1,075,000円を支払うものとする。

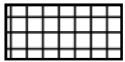

5 交換の相手方

個人

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。



凡例	
	取得する財産（土地）
	交換に供する財産（土地）

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第1(41)項の次に次のように加える。

(41) の 2	建築基準 法第52条 第6項第 3号の規 定に基づ く建築物 の容積率 算定用延 べ面積に 関する特 例の認定 の申請に 対する審 査	建築物 の延べ 面積の 特例認 定申請 手数料	1件につき27,000円
----------------	--	--	--------------

別表第1(42)項の次に次のように加える。

(42) の 2	建築基準 法第53条 第4項又 は第5項	建築物 の建蔽 率の特 例許可	1件につき160,000円
----------------	-------------------------------	--------------------------	---------------

の規定に 基づく建 築物の建 蔽率に関 する特例 の許可の 申請に対 する審査	申請手 数料
--	-----------

別表第1(43)項中「第53条第4項又は第6項第3号」を「第53条第6項第3号」に、「33,000円」を「160,000円」に改め、同表(45)項の次に次のように加える。

(45) の 2	建築基準 法第55条 第3項の 規定に基 づく建築 物の高さ に関する 特例の許 可の申請 に対する 審査	建築物 の高さ の特例 許可申 請手数 料	1件につき160,000円
----------------	---	--------------------------------------	---------------

別表第1(46)項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「高さの許可の」を「高さに関する制限の適用除外に係る許可の」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表(49)項の次に次のように加える。

(49) の 2	建築基準 法第58条 第2項の 規定に基 づく建築 物の高さ に関する 特例の許	高度地 区にお ける建 築物の 高さの 特例許 可申請 手数料	1件につき160,000円
----------------	---	--	---------------

可の申請 に対する 審査	
--------------------	--

別表第1(66)項及び(68)項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表(69)項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表(70)項中「又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「既存建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表(75)の2項中

(75) 2	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）			1件につき 5,200円	
				共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅	住戸のみの申請の場合	申請に係る戸数が1のもの		1件につき 5,200円
						申請に係る戸数が2以上5以下のもの		1件につき 10,300円
						申請に係る戸数が6以上10以下のもの		1件につき 17,500円
						申請に係る戸数が11以上25以下のもの		1件につき 29,100円
						申請に係る戸数が26以上50以下のもの		1件につき 48,800円
						申請に係る戸数が51以上100以下のもの		1件につき 87,300円
						申請に係る戸数が101以上200以下のもの		1件につき 138,100円
						申請に係る戸数が201以上300以下のもの		1件につき 177,600円

は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この項において「適合性確認機関が認めた場合等」という。	をいう。以下この項において同じ。		以下のもの		174,400円
			申請に係る戸数が301以上のもの		1 件につき 186,100円
		建築物全体の申請の場合	住戸の部分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 5,200円
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 10,300円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 17,500円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 29,100円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 48,800円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 87,300円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 138,100円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 174,400円
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 186,100円
		住宅の用途に供する共用部分（以下「共用部分」という。	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 10,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,900円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 29,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メ	1部分につき 87,300円			

を

)	メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,100円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 174,400円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円
	住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 10,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,900円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 29,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 87,300円
)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,100円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 174,400円

					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円
--	--	--	--	--	--------------------------------	--------------------

(75) 2	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することをおいて同じ。書類として市長が定め	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）		1部分につき 5,200円	
				共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）	住戸の部分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 5,200円
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 10,300円
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 17,500円
						1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 29,100円
						1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 48,800円
						1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 87,300円
						1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 138,100円
						1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 174,400円
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 186,100円		
住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 10,300円					
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,900円					
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メ	1部分につき 29,100円					

<p>るものが添付されている場合（以下この項において「適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	一ト以内のもの		
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 87,300円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,100円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 174,400円	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円	
	<p>住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）</p>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 10,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,900円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 29,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 87,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,100円

に、

				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 174,400円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円

その 他の 場合	一戸建ての住宅			1部分につき 37,100円
	共同 住宅 等 の申 請の 場合	住戸 のみ の申 請の 場合	申請に係る戸数が1のもの	1部分につき 37,100円
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 74,900円
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 105,400円
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 148,300円
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 213,000円
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 305,200円
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 413,500円
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 542,100円
			申請に係る戸数が301以上のもの	1部分につき 636,500円
	建築 物全 体の申 請の場 合	住戸 の部 分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 37,100円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 74,900円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 105,400円
			1棟の総戸数が11以上	1部分につき

	25以下のもの	148,300円
	1棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1部分につき 213,000円
	1棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1部分につき 305,200円
	1棟の総戸数が101以上 200以下のもの	1部分につき 413,500円
	1棟の総戸数が201以上 300以下のもの	1部分につき 542,100円
	1棟の総戸数が301以上 のもの	1部分につき 636,500円
共用 部分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 118,500円
	当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 149,700円
	当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 195,500円
	当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 304,500円
	当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル を超え10,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 390,900円
	当該部分の床面積の合 計が10,000平方メート ルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 467,200円
	当該部分の床面積の合	1部分につき

	計が25,000平方メートルを超えるもの	544,200円	
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 95,000円	
(非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 121,000円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 159,300円	を
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 257,900円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 336,800円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 404,700円	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 474,800円	

					て 「省 令」 とい う。) 第 10条 第1 号イ (2)及 びロ (2)に 定め る基 準に 係る もの であ るも の)	
				非住 宅部 分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 248,400円
				(そ の他 のも の)	当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 311,200円
					当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 401,800円
					当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 573,400円

				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 706,300円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 834,900円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 952,400円

その 他の 場合	一戸 建て の住 宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			1件につき 19,100円
		その他のもの			1件につき 37,100円
	共同 住宅 等	住戸の部分 （全住戸が 省令第10条 第2号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 に係るもの であるもの ）	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 19,100円	
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 35,900円	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 51,900円	
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 74,600円	
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 112,600円	
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 170,300円	
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 242,600円	
			1棟の総戸数が201以上	1部分につき	

	300以下のもの	313,400円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 356,500円
住戸の部分 (その他のもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 37,100円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 74,900円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 105,400円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 148,300円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 213,000円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 305,200円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 413,500円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 542,100円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 636,500円
	共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1部分につき 149,700円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1部分につき 195,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		1部分につき 304,500円

に、

	ル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 390,900円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 467,200円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 544,200円
非住宅部分 (非住宅部分の全部が 省令第10条 第1号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 に係るもの であるもの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 95,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 121,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 159,300円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 257,900円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 336,800円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 404,700円

				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 474,800円
			非住宅部分 (その他のもの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 248,400円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 311,200円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 401,800円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 573,400円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 706,300円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 834,900円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 952,400円

				建築物全体の申請の場合	住戸の部分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 3,200円
--	--	--	--	-------------	-------	------------	------------------

を

合

その 他の 申請 の場合	住戸 の部 分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 3,200円	に、

その 他の 場合	一戸建ての住宅	1件につき 19,200円	を
----------------	---------	------------------	---

その 他の 場合	一戸 建て の住 宅	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定 める基準に係るものであるもの	1件につき 10,100円	に、
		その他のもの	1件につき 19,200円	

建 築 物 全 体 の 申 請 の 場 合	住 戸 の 部 分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 19,200円	を
		1棟の総戸数が2以上 5以下のもの	1部分につき 38,500円	
		1棟の総戸数が6以上 10以下のもの	1部分につき 54,500円	
		1棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1部分につき 77,100円	
		1棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1部分につき 111,400円	
		1棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1部分につき 161,300円	
		1棟の総戸数が101以 上200以下のもの	1部分につき 220,600円	
		1棟の総戸数が201以 上300以下のもの	1部分につき 288,500円	

1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 336,900円
-----------------	--------------------

その他の申請の場合	住戸の部分 (全住戸が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 10,100円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 19,000円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 27,700円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 40,200円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 61,300円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 93,900円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 135,200円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 174,200円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 197,000円	
	住戸の部分 (その他のもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 19,200円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 38,500円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 54,500円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 77,100円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 111,400円
1棟の総戸数が51以上		1部分につき	

に

					100以下のもの	161,300円
					1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 220,600円
					1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 288,500円
					1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 336,900円

改め、同表(75)の4項中

(75) の 4	法第34条 第1項の 規定に基 づく認定 の申請に 対する審 査	建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	法第 35条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 する と市 長が 定め る機 関が 認め た場 合又 は当 該基 準に 適合 する こと を証 する	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に 供する部分を有しないものに限る。以下この 項において同じ。）			1件につき 5,200円	
				共同 住宅 等 （共 同住 宅、 長屋 その 他の 一戸 建て の住 宅以 外の 住宅 をい う。以下 この 項に おい て同 じ。	住戸 のみ の申 請の 場合	申請に係る戸数が1のもの		1件につき 5,200円
						申請に係る戸数が2以上5以 下のもの		1件につき 10,300円
						申請に係る戸数が6以上10以 下のもの		1件につき 17,500円
						申請に係る戸数が11以上25以 下のもの		1件につき 29,100円
						申請に係る戸数が26以上50以 下のもの		1件につき 48,800円
						申請に係る戸数が51以上100以 下のもの		1件につき 87,300円
						申請に係る戸数が101以上200 以下のもの		1件につき 138,100円
						申請に係る戸数が201以上300 以下のもの		1件につき 174,400円
						申請に係る戸数が301以上のも の		1件につき 186,100円
				建築 物全 体の 申請 の場	住戸 の部 分	1棟の戸数が1のもの		1部分につき 5,200円
1棟の総戸数が2以上 5以下のもの		1部分につき 10,300円						
1棟の総戸数が6以上		1部分につき						

書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この項において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）	合	10以下のもの	17,500円	
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき29,100円	
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき48,800円	
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき87,300円	
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき138,100円	
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき174,400円	
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき186,100円	
		共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき10,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき17,900円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき29,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき87,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき138,100円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メ	1部分につき174,400円		

を

					メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円
			非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 10,300円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,900円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 29,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 87,300円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,100円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 174,400円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円

(75) の 4	法第34条 第1項の 規定に基	建築物 エネルギー消	法第 35条 第1	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）	1部分につき 5,200円
----------------	-----------------------	---------------	-----------------	---	------------------

づく認定 の申請に 対する審 査	費性能 向上計 画認定 申請手 数料	項各 号に 掲げ る基 準に 適合 する と市 長が 定め る機 関が 認め た場 合又 は当 該基 準に 適合 する こと を証 する 書類 とし て市 長が 定め るも のが 添付 され てい る場 合	共同 住宅 等 (共 同住 宅、 長屋 その 他の 一戸 建て の住 宅以 外の 住宅 をい う。以下 この 項に おい て同 じ。)	住戸の部分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 5,200円
				1棟の総戸数が2以上 5以下のもの	1部分につき 10,300円	
				1棟の総戸数が6以上 10以下のもの	1部分につき 17,500円	
				1棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1部分につき 29,100円	
				1棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1部分につき 48,800円	
				1棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1部分につき 87,300円	
				1棟の総戸数が101以上 200以下のもの	1部分につき 138,100円	
				1棟の総戸数が201以上 300以下のもの	1部分につき 174,400円	
				1棟の総戸数が301以上 のもの	1部分につき 186,100円	
				共用部分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 10,300円
				当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 17,900円	
				当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 29,100円	
				当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 87,300円	
				当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル	1部分につき 138,100円	

に、

(以下この項において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。))		を 越え10,000平方メー トル以内のもの	
		当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルを越え25,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 174,400円
		当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トルを超えるもの	1部分につき 218,000円
	非住宅部分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 10,300円
		当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 越え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 17,900円
		当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を越え2,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 29,100円
		当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を越え5,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 87,300円
		当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル を越え10,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 138,100円
		当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルを越え25,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 174,400円
		当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トルを超えるもの	1部分につき 218,000円

その 他の 場合	一戸建ての住宅		1 件につき 37,100円	
	共同 住宅 等 の申 請の 場合	住戸 のみ の申 請の 場合	申請に係る戸数が1のもの	1 件につき 37,100円
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1 件につき 74,900円
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1 件につき 105,400円
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	1 件につき 148,300円
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	1 件につき 213,000円
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	1 件につき 305,200円
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	1 件につき 413,500円
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	1 件につき 542,100円
			申請に係る戸数が301以上のもの	1 件につき 636,500円
	建築 物全 体の申 請の場 合	住戸 の部 分	1 棟の戸数が1のもの	1 部分につき 37,100円
			1 棟の総戸数が2以上5以下のもの	1 部分につき 74,900円
			1 棟の総戸数が6以上10以下のもの	1 部分につき 105,400円
			1 棟の総戸数が11以上25以下のもの	1 部分につき 148,300円
			1 棟の総戸数が26以上50以下のもの	1 部分につき 213,000円
1 棟の総戸数が51以上100以下のもの			1 部分につき 305,200円	
1 棟の総戸数が101以上200以下のもの			1 部分につき 413,500円	

	1棟の総戸数が201以上 300以下のもの	1部分につき 542,100円
	1棟の総戸数が301以上 のもの	1部分につき 636,500円
共用 部分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 118,500円
	当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 149,700円
	当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 195,500円
	当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 304,500円
	当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル を超え10,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 390,900円
	当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 467,200円
	当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トルを超えるもの	1部分につき 544,200円
	非住 宅部 分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの
(非 住宅	当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを	1部分につき 121,000円

を

部分 の全 部が 省令 第10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定 める 基準 に係 るも ので ある もの (の)	超え1,000平方メートル 以内のもの	
	当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 159,300円
	当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 257,900円
	当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル を超え10,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 336,800円
	当該部分の床面積の合 計が10,000平方メート ルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 404,700円
非住 宅部 分 (そ の他 のも の)	当該部分の床面積の合 計が25,000平方メート ルを超えるもの	1部分につき 474,800円
	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 248,400円
	当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 311,200円
	当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 401,800円
	当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メート	1部分につき 573,400円

				ル以内のもの	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 706,300円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 834,900円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 952,400円

その 他の 場合	一戸 建て の住 宅	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1部分につき 19,100円
		その他のもの		1部分につき 37,100円
	共同 住宅 等	住戸の部分 (全住戸が 省令第10条 第2号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 に係るもの であるもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 19,100円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 35,900円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 51,900円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 74,600円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 112,600円
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 170,300円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 242,600円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 313,400円
1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 356,500円			

住戸の部分 (その他の もの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 37,100円
	1棟の総戸数が2以上 5以下のもの	1部分につき 74,900円
	1棟の総戸数が6以上 10以下のもの	1部分につき 105,400円
	1棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1部分につき 148,300円
	1棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1部分につき 213,000円
	1棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1部分につき 305,200円
	1棟の総戸数が101以上 200以下のもの	1部分につき 413,500円
	1棟の総戸数が201以上 300以下のもの	1部分につき 542,100円
	1棟の総戸数が301以上 のもの	1部分につき 636,500円
共用部分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 118,500円
	当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 149,700円
	当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 195,500円
	当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メート ル以内のもの	1部分につき 304,500円
	当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル	1部分につき 390,900円

	を 超え10,000平方メ ートル以内のもの		に、
	当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 467,200円	
	当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トルを超えるもの	1部分につき 544,200円	
非住宅部分 (非住宅部 分の全部が 省令第10条 第1号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 に係るもの であるも の)	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	1部分につき 95,000円	
	当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	1部分につき 121,000円	
	当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 159,300円	
	当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 257,900円	
	当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル を超え10,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 336,800円	
	当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 404,700円	
	当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トルを超えるもの	1部分につき 474,800円	

非住宅部分 (その他の もの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 248,400円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 311,200円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 401,800円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 573,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 706,300円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 834,900円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 952,400円

共同 住宅 等	住戸 のみ の申 請の 場合	申請に係る戸数が1のもの	1件につき 3,200円
		申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件につき 6,200円
		申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件につき 10,500円
		申請に係る戸数が11以上25以下のもの	1件につき 17,500円

		申請に係る戸数が26以上50以下のもの	1 件につき 29,300円
		申請に係る戸数が51以上100以下のもの	1 件につき 52,400円
		申請に係る戸数が101以上200以下のもの	1 件につき 82,900円
		申請に係る戸数が201以上300以下のもの	1 件につき 104,700円
		申請に係る戸数が301以上のもの	1 件につき 111,700円
建築物全体の申請の場合	住戸の部分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 3,200円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 6,200円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 10,500円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 17,500円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 29,300円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 52,400円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 82,900円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 104,700円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 111,700円
	共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 6,200円
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1部分につき 10,700円	

を

	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 52,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 82,900円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 104,700円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 130,800円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 6,200円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 10,700円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 52,400円
	当該部分の床面積の合計	1部分につき

		計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 104,700円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 130,800円

共同住宅等	住戸の部分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 3,200円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 6,200円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 10,500円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 17,500円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 29,300円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 52,400円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 82,900円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 104,700円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 111,700円
		共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メー		1部分につき 10,700円

					トル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 52,400円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 82,900円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 104,700円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 130,800円
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 6,200円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 10,700円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 52,400円

に、

				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 82,900円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 104,700円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 130,800円

その 他の 場合	一戸建ての住宅			1部分につき 19,200円
	共同 住宅 等 の申 請の 場合	住戸 のみ の申 請の 場合	申請に係る戸数が1のもの	1部分につき 19,200円
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 38,500円
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 54,500円
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 77,100円
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 111,400円
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 161,300円
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 220,600円
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 288,500円
			申請に係る戸数が301以上のもの	1部分につき 336,900円
	建築 物全 体の	住戸 の部 分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 19,200円
1棟の総戸数が2以上			1部分につき	

					申請 の場 合	5以下のもの	38,500円
						1棟の総戸数が6以上 10以下のもの	1部分につき 54,500円
						1棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1部分につき 77,100円
						1棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1部分につき 111,400円
						1棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1部分につき 161,300円
						1棟の総戸数が101以 上200以下のもの	1部分につき 220,600円
						1棟の総戸数が201以 上300以下のもの	1部分につき 288,500円
						1棟の総戸数が301以 上のもの	1部分につき 336,900円
					共 用 部 分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以内のもの	1部分につき 60,300円
						当該部分の床面積の合 計が300平方メートル を超え1,000平方メー トル以内のもの	1部分につき 76,600円
						当該部分の床面積の合 計が1,000平方メート ルを超え2,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 100,700円
						当該部分の床面積の合 計が2,000平方メート ルを超え5,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 161,000円
						当該部分の床面積の合 計が5,000平方メート ルを超え10,000平方メ ートル以内のもの	1部分につき 209,300円
						当該部分の床面積の合	1部分につき

を

	計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	251,100円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 293,900円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 48,600円
(非住宅部分の全部が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 62,300円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 82,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 137,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 182,300円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 219,900円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 259,300円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 125,200円

(その他のもの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 157,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 203,800円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 295,500円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 367,100円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 435,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 498,200円

その他の場合	一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1部分につき 10,100円	
		その他のもの	1部分につき 19,200円	
	共同住宅等	住戸の部分 (全住戸が 省令第10条 第2号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 10,100円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 19,000円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 27,700円
			1棟の総戸数が11以上	1部分につき

であるもの)	25以下のもの	40,200円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 61,300円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 93,900円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 135,200円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 174,200円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 197,000円
住戸の部分 (その他のもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 19,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 38,500円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 54,500円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 77,100円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 111,400円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 161,300円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 220,600円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 288,500円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 336,900円
共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 60,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メー	1部分につき 76,600円

	トル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 100,700円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 161,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 209,300円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 251,100円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 293,900円
非住宅部分 (非住宅部分の全部が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 48,600円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 62,300円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 82,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 137,700円

に、

	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 182,300円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 219,900円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 259,300円
非住宅部分 (その他のもの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 125,200円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 157,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 203,800円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 295,500円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 367,100円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 435,000円
	当該部分の床面積の合計	1部分につき

					計が25,000平方メートルを超えるもの	498,200円
--	--	--	--	--	----------------------	----------

「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表(85)項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）」による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次項において「旧宅地造成等規制法」という。）に改め、同表(85)の2項中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同表中(85)の3項を(85)の4項とし、(85)の2項の次に次のように加える。

(85)の3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（第4号にあつては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	1件につき42,100円
				長期修繕計画の数が2以上である場合	42,100円に1を超える長期修繕計画の数に22,500円を乗じて得た額を加算した額
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用す	マンション管理計画認定更新申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（第4号にあつては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していることが証されている	長期修繕計画の数が1である場合	1件につき42,100円
				長期修繕計画の数が2以上である場合	42,100円に1を超える長期修繕計画の数に22,500円を乗じて得た額を加算した額

同法第 5条の3 第1項の 規定に基 づく管理 計画の認 定の更新 の申請に 対する審 査		場合として市長が定 める場合以外の場合		
--	--	------------------------	--	--

別表第1備考3及び備考4を次のように改める。

3 (15)の2項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築物全体の申請の場合 住戸の部分、共用部分及び非住宅部分により算出した額を合算した額
- (2) 複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（住戸の部分又は共用部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の申請の場合 住戸の部分及び共用部分により算出した額を合算した額
- (3) 複合建築物の非住宅部分の申請の場合 非住宅部分により算出した額

4 (15)の2項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合（住戸のみの申請の場合を除く。）の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築物全体の申請の場合又は住戸のみの申請と建築物全体の申請を同時にする場合 住戸の部分、共用部分及び非住宅部分により算出した額を合算した額
- (2) 複合建築物の住宅部分の申請の場合 住戸の部分及び共用部分により算出した額を合算した額
- (3) 複合建築物の非住宅部分の申請の場合 非住宅部分により算出した額

別表第1備考8を次のように改める。

8 (15)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築物全体の申請の場合 住戸の部分、共用部分及び非住宅部分により算出した額を合算した額
- (2) 複合建築物の住宅部分の申請の場合 住戸の部分及び共用部分により算出した額を合算した額
- (3) 複合建築物の非住宅部分の申請の場合 非住宅部分により算出した額
別表第1中備考9を削り、備考10を備考9とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1(75)の2項及び(75)の4項並びに備考の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1(85)項及び(85)の2項の改正規定 令和5年5月26日

(理由)

この条例案を提出したのは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、新たに処理することとなる事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

岡崎市附属機関設置条例の一部改正について

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岡崎市防犯活動行動計画策定委員会の項を削り、同表岡崎市国際化推進委員会の項中「岡崎市国際化推進委員会」を「岡崎市多文化共生推進委員会」に、「多文化共生」を「国際化」に、「国際化の」を「多文化共生の」に改め、同表岡崎市生活習慣病対策会議の項の次に次のように加える。

岡崎市保育施設等事故検証委員会	保育施設等における重大事故に係る原因の分析及び再発防止策の検討に関する審議	6人	学識経験を有する者	委嘱又は任命をされた日から検証結果を報告する日まで
-----------------	---------------------------------------	----	-----------	---------------------------

別表第2 岡崎市30人学級実施検討会議の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、附属機関の新設、廃止及び名称変更を行う必要があるによる。

岡崎市職員定数条例の一部改正について

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市職員定数条例（昭和24年岡崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「3,335人」を「3,351人」に改め、同項第9号中「72人」を「82人」に改め、同項第10号中「398人」を「404人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市費負担教員の採用及び消防力の強化等のため、職員の定数の適正化を図る必要があるによる。

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の月額の特例)

第1条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間(次条及び第3条において「特例期間」という。)における市長及び副市長の給料の月額は、岡崎市長等の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第13号)第3条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第1号に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあっては同条第2号に掲げる額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各号に掲げる額とする。

(教育長の給料の月額の特例)

第2条 特例期間における教育長の給料の月額は、岡崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成27年岡崎市条例第8号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額の特例)

第3条 特例期間における水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額は、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例(平成31年岡崎市条例第6号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(理由)

この条例案を提出したのは、市税収入は回復基調にあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準には戻っていないことを踏まえ、現下の市民生活に鑑み、市長等の給料の支給について所要の調整をする必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第26条中「20万円」を「22万円」に改める。

第35条第1項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改め、同条第4項中「20万円」を「22万円」に改める。

第36条の2第4項第1号中「1円」を「10円」に改める。

第40条第3項中「12月27日」を「翌年3月31日」に改める。

第42条第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第42条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岡崎市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定（第4条第1項及び第42条第2項の規定を除く。）は、

令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、健康保険法施行令等の一部改正に準じ、及び国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、出産育児一時金の支給額及び保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減対象を拡大し、保険料賦課の適正化を図る等の必要があるによる。

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岡崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第10条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第8項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の表中「前項」を「附則第5項」に改め、同表に次のように加える。

前項	第5条第1項に定める者	看護師等
----	-------------	------

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第5条第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 認定こども園において、改正後の第10条第9項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第8項の規定による子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

（理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について基準となる告示が一部改正されたことに伴い、条例で定める当該認定の要件を見直す必要があるによる。

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第8条まで」を「第9条まで」に改め、「附則第8条中」の次に「第5条第3項の表備考第1号に定める者について」とあるのは「条例第3条第2項に定める者について」と、「第5条第3項の表備考第1号に定める者による」とあるのは「同項に定める者による」と、命令附則第9条中を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例で定める当該基準を整理する必要があるによる。

岡崎市市営住宅条例の一部改正について

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例

岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 平地荘の項を削る。

別表第2 イの表平地荘集会所の項を削り、同表土井住宅集会所の項の次に次のように加える。

平地住宅集会所	岡崎市美合町字地藏野1番地111
---------	------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、平地荘の建替えに伴い、平地荘及び平地荘集会所を廃止し、平地住宅に併設する集会所の名称等を定める必要があるによる。

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「339,763人」を「363,835人」に改め、同項第3号中「6,108ヘクタール」を「6,183ヘクタール」に改め、同項第4号中「152,584立方メートル」を「159,909立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、公共下水道の事業計画の変更に伴い、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大汚水量を改める必要があるによる。

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例（令和4年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（給料表）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	168,300	184,500
2	169,900	186,700
3	171,400	188,800
4	173,000	191,100
5	174,600	193,100
6	176,500	195,200
7	178,400	197,300
8	180,200	199,500
9	182,000	201,700
10	184,100	204,400
11	186,200	207,100
12	188,100	209,700

13	190,100	212,400
14	192,200	214,100
15	194,400	215,800
16	196,500	217,500
17	198,800	219,300
18	201,100	221,000
19	203,700	222,700
20	206,000	224,400
21	208,500	226,200
22	210,100	228,100
23	211,900	230,100
24	213,600	232,000
25	215,100	233,600
26	216,600	235,600
27	218,200	237,700
28	219,800	239,700
29	221,500	241,600
30	223,200	244,300
31	225,000	247,100
32	226,700	249,900
33	228,000	252,500
34	229,800	255,400
35	231,500	258,000
36	233,200	260,800
37	234,600	263,200
38	236,300	265,600
39	238,100	268,200
40	239,800	270,400
41	241,500	273,000
42	243,200	275,400
43	244,800	277,600
44	246,500	279,800
45	248,100	281,900
46	249,700	284,200
47	251,000	286,300
48	252,300	288,300

49	253,400	290,600
50	254,800	292,400
51	256,200	294,300
52	257,300	296,100
53	258,500	297,600
54	259,900	299,700
55	260,900	301,800
56	261,900	304,000
57	263,200	306,100
58	264,200	308,500
59	265,300	310,800
60	266,300	313,400
61	267,600	315,700
62	268,300	318,200
63	269,200	320,500
64	269,800	322,800
65	270,800	324,900
66	272,300	326,800
67	273,400	328,400
68	274,700	330,000
69	276,300	332,000
70	277,800	334,100
71	279,100	336,300
72	280,600	338,300
73	281,400	340,500
74	282,400	342,600
75	283,600	344,900
76	284,700	347,100
77	285,900	348,900
78	286,900	350,800
79	288,200	352,600
80	289,100	354,400
81	290,300	356,200
82	291,100	358,100
83	292,100	359,500
84	293,200	361,400

85	294,100	362,600
86	295,000	364,200
87	295,700	365,800
88	296,800	367,300
89	297,800	368,600
90	298,700	370,000
91	299,600	371,400
92	300,400	372,800
93	300,700	374,400
94	301,500	375,700
95	302,200	377,000
96	303,000	378,300
97	303,800	379,300
98	304,600	380,300
99	305,500	381,300
100	306,200	382,400
101	307,100	383,300
102	307,600	384,300
103	308,100	385,300
104	308,600	386,400
105	308,800	387,200
106	309,200	388,100
107	309,600	389,000
108	309,800	390,000
109	310,000	390,900
110	310,200	391,900
111	310,500	392,900
112	310,800	393,900
113	311,000	394,500
114	311,200	395,500
115	311,400	396,400
116	311,700	397,300
117	312,000	398,100
118	312,300	398,800
119	312,600	399,700
120	312,900	400,500

121	313, 100	401, 100
122	313, 300	401, 900
123	313, 500	402, 600
124	313, 900	403, 400
125	314, 200	404, 000
126		404, 700
127		405, 200
128		405, 800
129		406, 500
130		407, 100
131		407, 700
132		408, 200
133		408, 500
134		408, 800
135		409, 100
136		409, 400
137		409, 700
138		410, 000
139		410, 300
140		410, 600
141		410, 900
142		411, 200
143		411, 500
144		411, 900
145		412, 100
146		412, 400
147		412, 700
148		412, 900
149		413, 100
150		413, 400
151		413, 700
152		413, 900
153		414, 100
154		414, 400
155		414, 700
156		414, 900

157		415,100
158		415,400
159		415,700
160		415,900
161		416,200
162		416,500
163		416,800
164		417,000
165		417,200

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、県費負担教職員の給与改定に準じ、市費負担教員の給与を改定する必要があるによる。

令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度岡崎市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,467,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,805,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

一般会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	67,631,486	2,129,740	69,761,226
	1 市民税	28,175,791	1,464,798	29,640,589
	2 固定資産税	28,188,728	385,041	28,573,769
	3 軽自動車税	976,799	△1,669	975,130
	4 市たばこ税	2,171,784	180,000	2,351,784
	7 事業所税	2,832,564	104,313	2,936,877
	8 都市計画税	5,284,837	△2,743	5,282,094
4	配当割交付金	400,000	110,000	510,000
	1 配当割交付金	400,000	110,000	510,000
5	株式等譲渡所得割交付金	265,000	100,000	365,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	265,000	100,000	365,000
6	法人事業税交付金	778,000	170,000	948,000
	1 法人事業税交付金	778,000	170,000	948,000
7	地方消費税交付金	8,961,000	330,000	9,291,000
	1 地方消費税交付金	8,961,000	330,000	9,291,000
14	分担金及び負担金	1,163,185	△82,873	1,080,312
	1 負担金	1,163,185	△82,873	1,080,312
15	使用料及び手数料	1,809,627	1,275	1,810,902
	1 使用料	1,229,312	1,275	1,230,587
16	国庫支出金	24,181,108	3,486,519	27,667,627
	1 国庫負担金	17,763,969	△314,318	17,449,651
	2 国庫補助金	6,336,589	3,801,407	10,137,996
	3 委託金	80,550	△570	79,980
17	県支出金	13,247,027	△899,219	12,347,808

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 県負担金	5,643,468	△46,231	5,597,237
	2 県補助金	6,564,732	△825,604	5,739,128
	3 委託金	1,022,155	△27,384	994,771
18	財産収入	898,651	△58,633	840,018
	1 財産運用収入	219,517	△34,957	184,560
	2 財産売払収入	679,134	△23,676	655,458
19	寄附金	334,775	35,667	370,442
	1 寄附金	334,775	35,667	370,442
20	繰入金	11,817,205	△167,677	11,649,528
	1 特別会計繰入金	156,253	13,323	169,576
	2 基金繰入金	11,660,952	△181,000	11,479,952
21	繰越金	2,841,237	564,053	3,405,290
	1 繰越金	2,841,237	564,053	3,405,290
22	諸収入	4,521,621	△27,102	4,494,519
	4 受託事業収入	108,779	△578	108,201
	5 雑入	3,390,852	△26,524	3,364,328
23	市債	3,472,000	776,000	4,248,000
	1 市債	3,472,000	776,000	4,248,000
	歳入合計	144,337,893	6,467,750	150,805,643

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	692,634	△2,827	689,807
	1 議会費	692,634	△2,827	689,807
2	総務費	12,632,871	5,507,459	18,140,330
	1 総務管理費	8,228,703	5,599,113	13,827,816
	2 総務諸費	2,207,518	△65,737	2,141,781
	3 徴税費	1,123,437	△1,600	1,121,837
	5 選挙費	336,981	△24,317	312,664
3	民生費	55,660,569	△1,009,271	54,651,298
	1 社会福祉費	14,881,989	△380,614	14,501,375
	2 老人福祉費	10,832,925	△29,018	10,803,907
	3 児童福祉費	25,699,483	△599,035	25,100,448
	4 生活保護費	4,246,169	△604	4,245,565
4	衛生費	24,365,649	△1,236,548	23,129,101
	1 保健衛生費	14,494,455	△1,254,229	13,240,226
	2 衛生諸費	3,917,221	137,144	4,054,365
	3 環境費	1,015,639	△28,667	986,972
	4 清掃費	4,938,334	△90,796	4,847,538
6	農林業費	1,762,109	△69,273	1,692,836
	1 農業費	647,793	△22,373	625,420
	2 農業基盤整備費	675,759	△11,179	664,580
	3 林業費	438,557	△35,721	402,836
7	商工費	5,116,746	△45,403	5,071,343
	1 商工費	5,116,746	△45,403	5,071,343
8	土木費	17,575,370	1,330,615	18,905,985

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 土木管理費	1,244,449	△1,282	1,243,167
	2 交通安全対策費	367,034	18,680	385,714
	3 道路橋りょう費	4,138,198	△41,843	4,096,355
	4 河川費	473,667	26,301	499,968
	5 都市計画費	6,393,128	888,988	7,282,116
	6 公園緑地費	2,532,393	502,565	3,034,958
	7 土地区画整理費	1,111,688	△8,894	1,102,794
	8 住宅費	1,314,813	△53,900	1,260,913
9	消防費	4,491,401	1,249	4,492,650
	1 消防費	4,491,401	1,249	4,492,650
10	教育費	14,327,472	2,058,247	16,385,719
	1 教育総務費	2,914,647	△172,335	2,742,312
	2 小学校費	2,118,774	1,580,727	3,699,501
	3 中学校費	1,245,879	399,843	1,645,722
	4 学校教育費	4,213,836	△38,386	4,175,450
	5 社会教育費	3,163,333	290,527	3,453,860
	6 保健体育費	671,003	△2,129	668,874
11	災害復旧費	171,104	△60,616	110,488
	3 文教施設災害復旧費	98,982	△60,616	38,366
12	公債費	7,348,099	△5,882	7,342,217
	1 公債費	7,348,099	△5,882	7,342,217
	歳 出 合 計	144,337,893	6,467,750	150,805,643

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎改修事業 (岡崎小学校中棟)	535,101 千円	令和4年度	27,565 千円
				令和5年度	0
				令和6年度	507,536
		小学校校舎改修事業 (大樹寺 小学校中棟)	758,273	令和4年度	126,664
				令和5年度	47,608
				令和6年度	584,001
		大樹寺小学校 校舎整備事業	61,758	令和4年度	5,992
				令和5年度	0
				令和6年度	55,766
	3 中学校費	中学校校舎改修事業 (甲山中学校南棟)	1,095,435	令和4年度	223,773
				令和5年度	81,002
				令和6年度	790,660
		甲山中学校 校舎整備事業	63,519	令和4年度	5,802
				令和5年度	0
				令和6年度	57,717

2 変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	5 都 市 計画費	若 松 線 整備事業	千円 3,332,680	令和3年度	17,226	千円 3,332,680	令和3年度	17,226
				令和4年度	177,460		令和4年度	137,780
				令和5年度	619,130		令和5年度	423,943
				令和6年度	321,360		令和6年度	515,914
				令和7年度	1,191,988		令和7年度	964,240
				令和8年度	712,982		令和8年度	712,828
				令和9年度	292,534		令和9年度	560,749
	7 土 地 区 画 整理費	柱 町 線 整備事業	3,279,829	平成28年度	95,185	3,279,494	平成28年度	95,185
				平成29年度	714,972		平成29年度	714,972
				平成30年度	533,852		平成30年度	533,852
				令和元年度	1,432,096		令和元年度	1,432,096
				令和2年度	279,234		令和2年度	279,234
				令和3年度	0		令和3年度	0
			令和4年度	224,490		令和4年度	224,155	

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後			
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額	
8 土木費	7 土 地 区 画 整理費	柱 町 線 整 備 事 業 (第 2 期)	千円 1,916,000	令和2年度	千円 186,000	千円 1,916,000	令和2年度	千円 186,000	
				令和3年度	2,420		令和3年度	2,420	
				令和4年度	441,840		令和4年度	441,840	
				令和5年度	1,235,740		令和5年度	1,066,699	
				令和6年度	50,000		令和6年度	219,041	
	8 住宅費	市 営 住 宅 建 設 事 業 (平 地 荘 外 構)	184,811	令和4年度	8,470	177,521	令和4年度	7,900	
				令和5年度	176,341		令和5年度	169,621	
10 教育費	2 小 学 校 費	小 学 校 校 舎 改 修 事 業 (岡 崎 小 学 校 南 棟)	670,710	令和3年度	31,328	670,710	令和3年度	31,328	
				令和4年度	0		令和4年度	639,382	
				令和5年度	639,382		令和5年度	0	
		岡 崎 小 学 校 校 舎 整 備 事 業 (第 2 期)		166,833	令和3年度	14,333	166,833	令和3年度	14,333
					令和4年度	0		令和4年度	152,500
					令和5年度	152,500		令和5年度	0

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍整備事業	32,238 千
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉施設整備事業補助事業	80,621
	2 老人福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助事業	7,233
	3 児童福祉費	認可外保育施設補助事業	180
		こどもの安心・安全対策支援事業	41,400
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業	232,419
	3 環境費	水とみどりの森の駅管理運営事業	2,300
6 農林業費	1 農業費	肥料価格高騰対策支援事業	13,026
7 商工費	1 商工費	企業誘致事業	1,848
8 土木費	2 交通安全対策費	交通安全施設整備事業	25,075

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路ストック点検 修繕事業	千 2,622
		岩津地域活動拠点施設 関連道路整備事業	322,326
		道路新設改良事業 (仁木八反田5号線 ほか2路線)	61,280
		橋りょう耐震事業	61,620
		橋りょう長寿命化 修繕事業	93,940
		橋りょう新設改良事業 (牧内橋)	2,600
	4 河川費	河川改修事業	20,000
	5 都市計画費	大門駅周辺整備事業	6,710
		愛知環状鉄道施設 保全対策事業	28,837
		岡崎駅西口自転車等 駐車場用地活用事業	60,200
		景観環境まちづくり 推進事業	5,500

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	街路事業（若松線）	40,095
		東岡崎駅周辺地区整備推進事業	100,872
	6 公園緑地費	公園施設整備事業	5,720
	7 土地区画整理費	岡崎駅南土地区画整理事業費補助事業	2,600
		岡崎駅東土地区画整理事業	12,256
		岡崎駅針崎若松土地区画整理事業	30,409
	8 住宅費	市営住宅用途廃止事業	1,229
9 消防費	1 消防費	災害対策設備整備事業	9,449
10 教育費	2 小学校費	小学校施設保全事業（梅園小学校ほか7校）	496,854
		小学校校舎改修事業（大門小学校ほか1校）	32,560
		小学校屋内運動場改修事業（岡崎小学校）	136,092
	3 中学校費	中学校施設保全事業（城北中学校ほか2校）	184,894

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	文化財保存事業補助事業	千円 6,215

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路整備事業	千円 248,340	道路整備事業	千円 379,269
		阿知和地区工業団地関連道路整備事業	153,250	阿知和地区工業団地関連道路整備事業	204,026
		道路新設改良事業（東奥洞七ツ池線）	154,000	道路新設改良事業（東奥洞七ツ池線）	264,000
	5 都市計画費	スマートインターチェンジ整備事業	481,000	スマートインターチェンジ整備事業	525,908

第4表 債務負担行為補正
変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
池田遺跡の発掘調査 に要する経費	令和5年度から 令和6年度まで	千 286,319	変 更 な し	千 300,674

第5表 地方債補正

一般会計

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
岡崎駅針崎若松土地区画整理事業費	千円 11,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
中学校校舎改修事業費	156,000			
計	167,000			

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市民会館整備事業費	16,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
水道事業費	398,000			
県営ため池整備事業費	12,000			
県営経営体育成基盤整備事業費	10,000			
交通安全施設整備事業費	16,000			
道路整備事業費	1,033,000			
景観環境まちづくり推進事業費	33,000			
都市計画道路整備事業費	121,000			
公園整備事業費	223,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	29,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	345,000			
消防施設整備事業費	324,000			
小学校校舎改修事業費	6,000			
小学校校舎建設事業費	51,000			
計	3,472,000			

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千 9,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
564,000			
8,000			
8,000			
12,000			
947,000			
18,000			
107,000			
221,000			
30,000			
301,000			
298,000			
574,000			
129,000			
4,081,000			

令和 5 年第15号議案

令和 4 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 4 号)

令和 4 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 4 号)
は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 繰越明許費補正
変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 工業団地 造成費	1 工業団地 造成費	阿知和地区 工業団地 造成事業	千冊 923,705	阿知和地区 工業団地 造成事業	千冊 1,418,203

令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,588千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ545,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	269,455	△12,305	257,150
	1 一般会計繰入金	269,455	△12,305	257,150
6	諸収入	2,900	△883	2,017
	3 雑入	2,898	△883	2,015
7	市債	61,400	△400	61,000
	1 市債	61,400	△400	61,000
	歳入合計	558,618	△13,588	545,030

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	施設管理費	186,444	△11,802	174,642
	1 維持管理費	186,444	△11,802	174,642
3	施設建設費	182,757	△1,786	180,971
	1 施設建設費	182,757	△1,786	180,971
	歳出合計	558,618	△13,588	545,030

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千円 61,400	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 61,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し

令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,242,077千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,570,751千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第2条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,992千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,133千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	7,418,984	△100,000	7,318,984
	1 国民健康保険料	7,418,984	△100,000	7,318,984
5	県支出金	23,173,571	△1,236,221	21,937,350
	1 県補助金	23,173,570	△1,236,221	21,937,349
6	財産収入	1,357	△654	703
	1 財産運用収入	1,357	△654	703
7	繰入金	3,163,558	△48,266	3,115,292
	1 一般会計繰入金	2,863,558	△48,266	2,815,292
8	繰越金	1,132	143,064	144,196
	1 繰越金	1,132	143,064	144,196
	歳入合計	33,812,828	△1,242,077	32,570,751

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	517,305	△6,104	511,201
	1 総務管理費	445,411	△6,104	439,307
2	保険給付費	22,976,342	△1,184,936	21,791,406
	1 療養諸費	20,067,681	△1,029,204	19,038,477
	2 諸給付費	2,908,661	△155,732	2,752,929
3	国民健康保険事業費納付金	9,864,295	0	9,864,295
	1 医療給付費分	6,679,724	0	6,679,724
	3 介護納付金分	886,077	0	886,077
4	保健事業費	413,696	△50,502	363,194
	1 保健事業費	31,797	△5,676	26,121
	2 特定健康診査等事業費	381,899	△44,826	337,073
5	基金積立金	1,357	△654	703
	1 基金積立金	1,357	△654	703
6	諸支出金	38,833	119	38,952
	2 直営診療所勘定繰出金	8,100	119	8,219
	歳出合計	33,812,828	△1,242,077	32,570,751

第2表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	25,638	△2,992	22,646
	1 事業勘定繰入金	8,100	119	8,219
	2 一般会計繰入金	17,538	△3,111	14,427
	歳入合計	98,125	△2,992	95,133

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	55,372	203	55,575
	1 総務管理費	55,372	203	55,575
2	医業費	42,253	△4,331	37,922
	1 医業費	42,253	△4,331	37,922
4	諸支出金	0	1,136	1,136
	1 償還金	0	1,136	1,136
	歳出合計	98,125	△2,992	95,133

令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,111,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	4,848,260	△100,000	4,748,260
	1 後期高齢者医療保険料	4,848,260	△100,000	4,748,260
	歳入合計	6,211,018	△100,000	6,111,018

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,670,423	△100,000	5,570,423
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,670,423	△100,000	5,570,423
	歳 出 合 計	6,211,018	△100,000	6,111,018

令和4年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547,903千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,505,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	4,871,045	△109,331	4,761,714
	1 国庫負担金	4,367,727	△57,845	4,309,882
	2 国庫補助金	503,318	△51,486	451,832
4	支払基金交付金	6,592,126	△140,941	6,451,185
	1 支払基金交付金	6,592,126	△140,941	6,451,185
5	県支出金	3,427,031	△67,369	3,359,662
	1 県負担金	3,297,375	△38,439	3,258,936
	2 県補助金	129,656	△28,930	100,726
6	財産収入	3,310	△1,688	1,622
	1 財産運用収入	3,310	△1,688	1,622
7	繰入金	4,156,873	△230,880	3,925,993
	1 一般会計繰入金	3,874,098	△88,560	3,785,538
	2 基金繰入金	282,775	△142,320	140,455
9	諸収入	100,341	2,306	102,647
	2 雑入	98,840	2,306	101,146
	歳入合計	26,053,869	△547,903	25,505,966

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	502,849	△23,010	479,839
	1 総務管理費	295,899	△2,750	293,149
	2 徴収費	18,201	△374	17,827
	3 介護認定審査会費	186,621	△19,886	166,735
2	保険給付費	23,684,439	△293,848	23,390,591
	1 介護サービス等諸費	21,507,656	△13,306	21,494,350
	2 介護予防サービス等諸費	804,920	△16,910	788,010
	3 高額介護サービス等費	666,011	△43,132	622,879
	4 特定入所者介護サービス等費	692,255	△221,000	471,255
	5 その他諸費	13,597	500	14,097
3	地域支援事業費	969,938	△229,441	740,497
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	772,645	△224,147	548,498
	2 一般介護予防事業費	30,729	△1,589	29,140
	3 包括的支援事業・任意事業費	165,191	△3,705	161,486
4	基金積立金	451,965	△1,688	450,277
	1 基金積立金	451,965	△1,688	450,277
5	諸支出金	443,678	84	443,762
	2 一般会計繰出金	150,918	84	151,002
	歳 出 合 計	26,053,869	△547,903	25,505,966

令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第3号）

令和4年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,283千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,987,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	2,000,024	△12,283	1,987,741
	1 一般会計繰入金	1,942,308	△12,486	1,929,822
	2 特別会計繰入金	57,716	203	57,919
	歳入合計	2,000,024	△12,283	1,987,741

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	2,000,024	△12,283	1,987,741
	1 継続契約集合支出	2,000,024	△12,283	1,987,741
	歳出合計	2,000,024	△12,283	1,987,741

令和4年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）

令和4年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,096千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	101,460	△11,283	90,177
	1 外来診療収入	92,502	△12,283	80,219
	2 その他診療収入	8,958	1,000	9,958
4	繰入金	2,946	△396	2,550
	1 一般会計繰入金	2,946	△396	2,550
5	繰越金	1,559	7,583	9,142
	1 繰越金	1,559	7,583	9,142
	歳入合計	107,780	△4,096	103,684

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	51,578	1,000	52,578
	1 総務管理費	51,578	1,000	52,578
2	医業費	54,451	△6,340	48,111
	1 医業費	54,451	△6,340	48,111
5	諸支出金	0	1,244	1,244
	1 償還金	0	1,244	1,244
	歳出合計	107,780	△4,096	103,684

令和5年第22号議案

令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）

令和4年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	84,512	△8,176	76,336
	1 外来診療収入	84,512	△8,176	76,336
3	繰入金	140,628	7,449	148,077
	1 一般会計繰入金	140,628	7,449	148,077
5	諸収入	8,618	727	9,345
	2 雑入	8,253	727	8,980
	歳入合計	234,115	0	234,115

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	168,909	0	168,909
	1 総務管理費	168,909	0	168,909
2	医業費	27,868	0	27,868
	1 医業費	27,868	0	27,868
歳 出 合 計		234,115	0	234,115

令和5年第23号議案

令和4年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金収入	1	13,239	13,240
	1 換地清算徴収金	1	13,239	13,240
2	繰越金	1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
	歳入合計	2	13,238	13,240

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金	1	△1	0
	1 換地清算交付金	1	△1	0
2	諸支出金	1	13,239	13,240
	1 一般会計繰出金	1	13,239	13,240
	歳 出 合 計	2	13,238	13,240

令和4年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	4,712	△4,712	0
	1 基金繰入金	4,712	△4,712	0
4	繰越金	1	11,238	11,239
	1 繰越金	1	11,238	11,239
	歳入合計	5,703	6,526	12,229

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	管理会費	2,480	0	2,480
	1 管理会費	2,480	0	2,480
2	総務費	788	8,031	8,819
	1 総務管理費	788	8,031	8,819
3	区有林費	2,335	△1,505	830
	1 区有林費	2,335	△1,505	830
4	予備費	100	0	100
	1 予備費	100	0	100
	歳出合計	5,703	6,526	12,229

令和4年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	279	△279	0
	1 基金繰入金	279	△279	0
4	繰越金	1	649	650
	1 繰越金	1	649	650
歳入合計		1,362	370	1,732

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	10	370	380
	1 総務管理費	10	370	380
3	区有林費	508	0	508
	1 区有林費	508	0	508
4	予備費	50	0	50
	1 予備費	50	0	50
	歳 出 合 計	1,362	370	1,732

令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主要な建設改良事業			
建設改良費事業費	488,229千円	△10,125千円	478,104千円
（収益的収入及び支出）			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	26,433,005千円	1,185,509千円	27,618,514千円
第1項 医業収益	22,183,562千円	38,693千円	22,222,255千円
第2項 医業外収益	3,830,274千円	1,146,816千円	4,977,090千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	25,792,535千円	△44,796千円	25,747,739千円
第1項 医業費用	25,055,615千円	△60,100千円	24,995,515千円
第2項 医業外費用	716,122千円	15,304千円	731,426千円
（資本的収入及び支出）			

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,248,390千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,181千円、過年度分資本的収支留保資金436,277千円並びに過年度分損益勘定留保資金809,932千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,561,232千円	△2,713千円	1,558,519千円
第1項 他会計負担金	742,480千円	△413千円	742,067千円
第4項 企業債	417,700千円	△9,300千円	408,400千円
第5項 補助金	211千円	7,000千円	7,211千円

	支	出	
第1款 資本的支出	2,817,034千円	△10,125千円	2,806,909千円
第1項 建設改良費	1,032,018千円	△10,125千円	1,021,893千円
(企業債)			

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補 正 前	設備改修事業費	392,700 ^{千円}	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補 正 後	設備改修事業費	383,400	変更なし	変更なし	変更なし

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中根 康 浩

令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間総給水量	42,245,000m ³	△1,499,000m ³	40,746,000m ³
(3) 1日平均給水量	115,740m ³	△4,110m ³	111,630m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管路耐震化等工事 事業費	3,786,093千円	△252,856千円	3,533,237千円
施設更新工事 事業費	419,969千円	△20,000千円	399,969千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	8,216,138千円	△118,496千円	8,097,642千円
第1項 営業収益	6,631,511千円	△112,688千円	6,518,823千円
第2項 営業外収益	1,584,625千円	△5,808千円	1,578,817千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,344,523千円	△184,354千円	7,160,169千円
第1項 営業費用	7,075,967千円	△184,354千円	6,891,613千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,813,042千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額307,664千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,005,378千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,846,882千円	1,910千円	2,848,792千円
第2項 出資金	859,381千円	178,319千円	1,037,700千円

第3項 工事負担金	509,412千円	△194,259千円	315,153千円
第6項 補助金	53,750千円	17,850千円	71,600千円
		出	
第1款 資本的支出	5,934,690千円	△272,856千円	5,661,834千円
第1項 建設改良費	4,443,934千円	△272,856千円	4,171,078千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。			
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	933,990千円	△94,116千円	839,874千円

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中根康浩

令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4） 主要な建設改良事業			
管渠 ^{きよ} 施設築造工事 事業費	972,700千円	930,000千円	1,902,700千円
管渠 ^{きよ} 施設改良工事 事業費	832,253千円	884,000千円	1,716,253千円
ポンプ施設築造工事 事業費	102,970千円	△20,000千円	82,970千円
ポンプ施設改良工事 事業費	222,339千円	△4,000千円	218,339千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	9,318,105千円	97,633千円	9,415,738千円
第1項 営業収益	6,251,116千円	21,552千円	6,272,668千円
第2項 営業外収益	3,066,988千円	76,081千円	3,143,069千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,789,204千円	11千円	8,789,215千円
第1項 営業費用	7,831,361千円	2,262千円	7,833,623千円
第2項 営業外費用	951,749千円	△2,251千円	949,498千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,850,888千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,191千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額165,698千円、過年度分損益勘定留保資金3,160,726千円並びに当年度分損益勘定留保資金419,273千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	

第1款 資本的収入	3,411,645千円	1,827,185千円	5,238,830千円
第1項 企業債	2,705,000千円	853,400千円	3,558,400千円
第2項 負担金	140,122千円	9,449千円	149,571千円
第3項 補助金	565,621千円	964,336千円	1,529,957千円
		出	
第1款 資本的支出	7,271,866千円	1,817,852千円	9,089,718千円
第1項 建設改良費 (企業債)	3,064,940千円	1,817,852千円	4,882,792千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	下水道事業費	千円 2,058,700	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補正後	下水道事業費	2,912,100	変更なし	変更なし	変更なし

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	479,018千円	△3,393千円	475,625千円

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中根康浩

令和5年度岡崎市一般会計予算

令和5年度岡崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,220,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 69,980,254
	1 市民税	29,517,712
	2 固定資産税	28,625,944
	3 軽自動車税	1,042,483
	4 市たばこ税	2,370,172
	5 鉱産税	556
	6 入湯税	457
	7 事業所税	2,985,239
	8 都市計画税	5,437,691
2 地方譲与税		971,540
	1 地方揮発油譲与税	226,000
	2 自動車重量譲与税	655,000
	3 森林環境譲与税	90,540
3 利子割交付金		23,000
	1 利子割交付金	23,000
4 配当割交付金		528,000
	1 配当割交付金	528,000
5 株式等譲渡所得割交付金		365,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	365,000
6 法人事業税交付金		921,000
	1 法人事業税交付金	921,000
7 地方消費税交付金		9,319,000
	1 地方消費税交付金	9,319,000

款	項	金 額
8	ゴルフ場利用税交付金	86,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	86,000
9	自動車取得税交付金	1
	1 自動車取得税交付金	1
10	環境性能割交付金	241,000
	1 環境性能割交付金	241,000
11	地方特例交付金	573,927
	1 地方特例交付金	563,362
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	10,565
12	地方交付税	50,000
	1 地方交付税	50,000
13	交通安全対策特別交付金	54,124
	1 交通安全対策特別交付金	54,124
14	分担金及び負担金	1,031,055
	1 負担金	1,031,055
15	使用料及び手数料	2,028,589
	1 使用料	1,262,349
	2 手数料	766,240
16	国庫支出金	20,657,230
	1 国庫負担金	17,075,502
	2 国庫補助金	3,502,978
	3 委託金	78,750
17	県支出金	11,589,374

款	項	金 額
		千円
	1 県負担金	5,935,939
	2 県補助金	4,809,124
	3 委託金	826,129
	4 県交付金	18,182
18	財産収入	1,184,680
	1 財産運用収入	230,964
	2 財産売却収入	953,716
19	寄附金	332,905
	1 寄附金	332,905
20	繰入金	5,416,003
	1 特別会計繰入金	157,997
	2 基金繰入金	5,258,006
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	5,400,317
	1 延滞金及び過料	100,001
	2 市預金利子	3,263
	3 貸付金元利収入	916,918
	4 受託事業収入	523,311
	5 雑入	3,856,824
23	市債	3,467,000
	1 市債	3,467,000
	歳 入 合 計	134,220,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 698,981
	1 議会費	698,981
2 総務費		10,491,812
	1 総務管理費	6,809,457
	2 総務諸費	1,780,152
	3 徴税費	1,083,561
	4 戸籍住民基本台帳費	563,339
	5 選挙費	124,089
	6 統計調査費	43,701
	7 監査委員費	87,513
3 民生費		53,865,235
	1 社会福祉費	13,394,890
	2 老人福祉費	11,800,976
	3 児童福祉費	24,213,536
	4 生活保護費	4,455,830
	5 災害救助費	3
4 衛生費		20,095,951
	1 保健衛生費	10,410,691
	2 衛生諸費	3,591,021
	3 環境費	1,103,392
	4 清掃費	4,990,847
5 労働費		102,465
	1 労働諸費	102,465

款	項	金額
6	農林業費	1,776,746
	1 農業費	721,362
	2 農業基盤整備費	680,292
	3 林業費	375,092
7	商工費	3,723,221
	1 商工費	3,723,221
8	土木費	18,257,924
	1 土木管理費	1,233,081
	2 交通安全対策費	303,492
	3 道路橋りょう費	3,845,134
	4 河川費	505,736
	5 都市計画費	6,898,248
	6 公園緑地費	2,160,016
	7 土地区画整理費	1,922,215
	8 住宅費	1,390,002
9	消防費	4,359,263
	1 消防費	4,359,263
10	教育費	13,643,773
	1 教育総務費	2,538,529
	2 小学校費	2,001,802
	3 中学校費	1,284,561
	4 学校教育費	4,564,590
	5 社会教育費	2,422,787

款	項	金 額
	6 保健体育費	千円 831,504
11	災害復旧費	75,000
	1 公共土木施設災害復旧費	35,000
	2 農林業施設災害復旧費	15,000
	3 文教施設災害復旧費	10,000
	4 その他公共公用施設災害復旧費	15,000
12	公債費	7,029,627
	1 公債費	7,029,627
13	諸支出金	2
	1 普通財産取得費	2
14	予備費	100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		134,220,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	3 児童福祉費	放課後対策施設整備事業 (市営住宅大樹寺荘)	千円 36,525	令和5年度	千円 4,965
				令和6年度	19,861
				令和7年度	11,699
8 土木費	5 都市計画費	東岡崎駅交通施設整備事業	10,440,000	令和5年度	0
				令和6年度	850,000
				令和7年度	1,863,000
				令和8年度	3,522,000
				令和9年度	2,915,000
				令和10年度	1,290,000
	8 住宅費	市営住宅建設事業 (大樹寺荘B棟)	1,411,082	令和5年度	148,323
				令和6年度	469,468
				令和7年度	793,291

事 項	期 間	限 度 額
会議録作成に要する経費	令和6年度	千円 655
放送設備保守管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	120,607
本庁舎照明器具の賃借に要する経費	令和6年度から 令和15年度まで	197,720
郵便局における地方公共団体事務 の取扱いに要する経費	—	地方公共団体の特定の事務の 郵便局における取扱いに關す る法律第2条の規定に基づき、 日本郵便株式会社が市との協 定により取り扱う事務に要す る額
自動車の購入に要する経費	令和6年度	44,873
市民税等資料処理に要する経費	令和6年度	3,170
市民税当初賦課データ入力等 に要する経費	令和6年度	751
個人住民税税額通知書等 印字封入封緘に要する経費	令和6年度から 令和7年度まで	20,327
軽自動車税納税通知書等 印字封入封緘に要する経費	令和6年度	2,734
土地家屋経年異動判読及び 地番図家屋図修正に要する経費	令和6年度	65,428
督促状等印字封入封緘に要する経費	令和6年度	10,073

事 項	期 間	限 度 額
在宅高齢者通報システム運用に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	千円 22,708
保育園建物賃借に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	87,959
プラスチックのリサイクル処理に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	97,236
愛知県信用保証協会に対する損失補償	令和6年度	平成21年度から平成23年度において岡崎市中小企業事業資金の不況対策資金を愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受け、かつ同協会が期間延長に伴う条件変更に応じた者が、償還元利金の全部又は一部を返済しない場合において愛知県信用保証協会が代位弁済に係る求償権償却額から中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額を控除した額の2分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和6年度から 令和20年度まで	千 岡崎市中小企業事業資金の経 営改善資金を愛知県信用保証 協会の信用保証により融資を 受けた者が、その償還期限後 一定の日時を経過しても償還 元利金の全部又は一部を返済 しない場合において愛知県信 用保証協会が代位弁済に係る 求償権償却額から中小企業信 用保険法に基づく保険金とし て受領した額を控除した額の 2分の1に相当する額
中根橋（砂川）整備の移転補償 に要する経費	令和6年度	39,270
乗合タクシーの運行（額田地域） に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	59,685
岡崎市籠田公園地下駐車場 照明器具の賃借に要する経費	令和6年度から 令和15年度まで	17,024
電線共同溝の整備に要する経費	令和6年度	39,100
小学校照明器具の賃借に要する経費	令和6年度から 令和15年度まで	206,421
小学校防犯カメラの賃借 に要する経費	令和6年度から 令和11年度まで	30,300
中学校照明器具の賃借に要する経費	令和6年度から 令和15年度まで	169,233

事 項	期 間	限 度 額
学校給食配送（北部、東部、西部 及び南部学校給食センター） に 要 す る 経 費	令 和 6 年 度	千 59,011
スポーツ施設照明器具の賃借 に 要 す る 経 費	令和6年度から 令和15年度まで	8,275
岡崎市土地開発公社による公共用地 の 先 行 取 得 に 要 す る 経 費	令和5年度から 令和10年度まで	6,146,000
岡崎市土地開発公社が融資を受ける 金 融 機 関 に 対 す る 債 務 保 証	令和5年度から 令和6年度まで	6,700,000

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域交流センター整備事業費	千円 32,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
放課後児童クラブ整備事業費	15,000			
水道事業費	593,000			
公衆便所整備事業費	16,000			
林道整備事業費	9,000			
道路整備事業費	1,068,000			
排水路改修事業費	21,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	53,000			
景観環境まちづくり推進事業費	14,000			
都市計画道路整備事業費	260,000			
東岡崎駅周辺地区整備事業費	8,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	15,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	827,000			
岡崎駅針崎若松土地区画整理事業費	7,000			
公営住宅整備事業費	240,000			
消防施設整備事業費	228,000			
小学校校舎改修事業費	2,000			
中学校校舎改修事業費	11,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スポーツ施設整備事業費	千円 48,000			
計	3,467,000			

令和5年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算

令和5年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400,235千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	財産収入	39,200
	1 財産売払収入	39,200
2	繰入金	450,034
	1 一般会計繰入金	450,034
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	市債	1,911,000
	1 市債	1,911,000
	歳 入 合 計	2,400,235

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 36
	1 総務管理費	36
2 工業団地造成費		2,077,923
	1 工業団地造成費	2,077,923
3 公債費		321,776
	1 公債費	321,776
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		2,400,235

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	<p style="text-align: right;">千</p> 1,911,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和5年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ509,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	分担金及び負担金	1,449
	1 分担金	1,449
2	使用料及び手数料	105,708
	1 使用料	105,707
	2 手数料	1
3	県支出金	85,440
	1 県補助金	85,440
4	繰入金	263,528
	1 一般会計繰入金	263,528
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	2
	1 延滞金及び過料	1
	2 貸付金元金収入	1
7	市債	53,500
	1 市債	53,500
	歳 入 合 計	509,628

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 40,478
	1 総務管理費	40,478
2 施設管理費		180,098
	1 維持管理費	180,098
3 施設建設費		140,535
	1 施設建設費	140,535
4 公債費		147,215
	1 公債費	147,215
5 諸支出金		802
	1 貸付金	802
6 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		509,628

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>53,500</p>	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(事業勘定の歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,048,773千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(事業勘定の歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により事業勘定の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(直営診療所勘定の歳入歳出予算)

第3条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,937千円と定める。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	7,432,419
	1 国民健康保険料	7,432,419
2	一部負担金	2
	1 一部負担金	2
3	使用料及び手数料	22
	1 手数料	22
4	国庫支出金	1,252
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1,251
5	県支出金	23,338,318
	1 県補助金	23,338,317
	2 財政安定化基金交付金	1
6	財産収入	1,228
	1 財産運用収入	1,228
7	繰入金	3,221,825
	1 一般会計繰入金	2,921,825
	2 基金繰入金	300,000
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	53,706
	1 延滞金・加算金及び過料	25,104
	2 雑入	28,602
	歳入合計	34,048,773

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 482,470
	1 総務管理費	408,680
	2 徴収費	73,149
	3 運営協議会費	411
	4 趣旨普及費	230
2 保険給付費		23,019,655
	1 療養諸費	19,914,934
	2 諸給付費	3,104,721
3 国民健康保険事業費納付金		10,127,773
	1 医療給付費分	6,867,606
	2 後期高齢者支援金等分	2,468,357
	3 介護納付金分	791,810
4 保健事業費		382,809
	1 保健事業費	32,048
	2 特定健康診査等事業費	350,761
5 基金積立金		1,228
	1 基金積立金	1,228
6 諸支出金		33,838
	1 償還金及び還付加算金	25,602
	2 直営診療所勘定繰出金	8,236
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		34,048,773

第2表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	診療収入	70,197
	1 外来診療収入	62,876
	2 その他診療収入	7,321
2	使用料及び手数料	71
	1 手数料	71
3	県支出金	286
	1 県補助金	286
4	繰入金	26,267
	1 事業勘定繰入金	8,236
	2 一般会計繰入金	18,031
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	115
	1 雑入	115
歳 入 合 計		96,937

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 57,275
	1 総務管理費	57,275
2 医業費		39,162
	1 医業費	39,162
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		96,937

令和5年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,062,158千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	5,061,463
	1 後期高齢者医療保険料	5,061,463
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	982,533
	1 一般会計繰入金	982,533
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	18,160
	1 延滞金・加算金及び過料	650
	2 償還金及び還付加算金	7,798
	3 雑入	9,712
	歳 入 合 計	6,062,158

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 95,998
	1 総務管理費	76,530
	2 徴収費	19,468
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,958,362
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,958,362
3 諸支出金		7,798
	1 償還金及び還付加算金	7,798
歳 出 合 計		6,062,158

令和5年度岡崎市介護保険特別会計予算

令和5年度岡崎市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,724,669千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 保険料		千円 6,232,551
	1 介護保険料	6,232,551
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		5,001,143
	1 国庫負担金	4,447,885
	2 国庫補助金	553,258
4 支払基金交付金		6,673,146
	1 支払基金交付金	6,673,146
5 県支出金		3,481,296
	1 県負担金	3,370,163
	2 県補助金	111,133
6 財産収入		3,930
	1 財産運用収入	3,930
7 繰入金		4,232,210
	1 一般会計繰入金	3,990,522
	2 基金繰入金	241,688
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		100,382
	1 延滞金・加算金及び過料	1,501
	2 雑入	98,881
	歳 入 合 計	25,724,669

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 586,320
	1 総務管理費	296,114
	2 徴収費	18,775
	3 介護認定審査会費	269,308
	4 趣旨普及費	2,123
2 保険給付費		24,155,038
	1 介護サービス等諸費	22,195,901
	2 介護予防サービス等諸費	843,957
	3 高額介護サービス等費	592,608
	4 特定入所者介護サービス等費	508,684
	5 その他諸費	13,888
3 地域支援事業費		822,370
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	634,509
	2 一般介護予防事業費	23,456
	3 包括的支援事業・任意事業費	163,199
	4 その他諸費	1,206
4 基金積立金		3,930
	1 基金積立金	3,930
5 諸支出金		156,011
	1 償還金及び還付加算金	5,006
	2 一般会計繰出金	151,005
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		25,724,669

令和5年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算

令和5年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,021,058千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 2,021,058
	1 一般会計繰入金	1,961,512
	2 特別会計繰入金	59,546
歳 入 合 計		2,021,058

歳出

款	項	金額
1	継続契約集合支出	2,021,058
	1 継続契約集合支出	2,021,058
	歳 出 合 計	2,021,058

令和5年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算

令和5年度岡崎市の額田北部診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,722千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	診療収入	88,875
	1 外来診療収入	80,264
	2 その他診療収入	8,611
2	使用料及び手数料	408
	1 使用料	76
	2 手数料	332
3	県支出金	3,575
	1 県補助金	3,575
4	繰入金	15,821
	1 一般会計繰入金	15,821
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	42
	1 雑入	42
	歳 入 合 計	108,722

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 51,254
	1 総務管理費	51,254
2 医業費		56,968
	1 医業費	56,968
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		108,722

令和5年第37号議案

令和5年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算

令和5年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ238,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	診療収入	78,892
	1 外来診療収入	78,892
2	使用料及び手数料	356
	1 手数料	356
3	繰入金	147,697
	1 一般会計繰入金	147,697
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	11,073
	1 受託事業収入	1,845
	2 雑入	9,228
	歳 入 合 計	238,019

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 170,479
	1 総務管理費	170,479
2 医業費		30,234
	1 医業費	30,234
3 施設整備費		36,805
	1 施設整備費	36,805
4 諸支出金		1
	1 償還金	1
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		238,019

令和5年第38号議案

令和5年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算

令和5年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	換地清算金収入	1
	1 換地清算徴収金	1
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	2

歳出

款	項	金額
1	換地清算金	1 <small>千円</small>
	1 換地清算交付金	1
2	諸支出金	1
	1 一般会計繰出金	1
歳 出 合 計		2

令和5年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,817千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	事業収入	16,838
	1 貸付金元利収入	16,838
2	繰入金	3,064
	1 一般会計繰入金	3,064
3	繰越金	12,914
	1 繰越金	12,914
4	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	32,817

歳出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	13,089
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	13,089
2	公債費	12,737
	1 公債費	12,737
3	諸支出金	6,991
	1 一般会計繰出金	6,991
	歳 出 合 計	32,817

令和5年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算

令和5年度岡崎市の宮崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 865
	1 財産運用収入	864
	2 財産売却収入	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		19,816
	1 基金繰入金	19,816
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		20,684

歳出

款	項	金額
		千円
1	管理会費	2,480
	1 管理会費	2,480
2	総務費	16,714
	1 総務管理費	16,714
3	区有林費	1,390
	1 区有林費	1,390
4	予備費	100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	20,684

令和5年度岡崎市形埜財産区特別会計予算

令和5年度岡崎市の形埜財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	財産収入	1,080
	1 財産運用収入	1,079
	2 財産売却収入	1
2	寄附金	1
	1 寄附金	1
3	繰入金	236
	1 基金繰入金	236
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	1,319

歳出

款	項	金 額
		千円
1	管理会費	290
	1 管理会費	290
2	総務費	13
	1 総務管理費	13
3	区有林費	966
	1 区有林費	966
4	予備費	50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		1,319

令和5年度岡崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	一般病床	680	床
(2) 年	間	患	者	数	入院
			外	来	183,000
					293,301
(3) 1	日	平	均	患	者
				数	入院
			外	来	500
					1,207
(4) 主	要	な	建	設	改
			良	事	業
			費	事	業
					1,131,334
					千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	病	院	事	業
	収	益		25,270,967
				千円
第1項	医	業	収	益
				22,690,707
				千円
第2項	医	業	外	収
				益
				2,180,285
				千円
第3項	特	別	利	益
				399,975
				千円
		支	出	
第1款	病	院	事	業
	費	用		26,297,308
				千円
第1項	医	業	費	用
				25,565,389
				千円
第2項	医	業	外	費
				用
				723,930
				千円
第3項	特	別	損	失
				4,989
				千円
第4項	予	備	費	
				3,000
				千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,757,308千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,486千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,752,822千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資	本	的	収
	入			1,867,399
				千円
第1項	他	会	計	負
				担
				金
				892,070
				千円
第2項	固	定	資	産
	収	入		
				1
				千円

第3項	投資償還金収入	840	千円
第4項	企業債	971,000	千円
第5項	補助金	3,488	千円

支 出

第1款	資本的支出	3,624,707	千円
第1項	建設改良費	1,820,853	千円
第2項	投資	3,600	千円
第3項	企業債償還金 (企業債)	1,800,254	千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備改修事業費	千円 688,800	普通貸借	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えることができる。
駐車場整備事業費	282,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用及び第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	12,508,141	千円
-------	------------	----

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,700,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
器 械 備 品	体外衝撃波結石破碎装置	一	式
	核医学診断装置	一	式
	手術用顕微鏡システム	一	式
	超音波診断装置	二	式
	白内障手術機器	一	式

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和5年度岡崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		169,540	戸
(2) 年間総給水量		41,256,000	m ³
(3) 1日平均給水量		112,720	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路耐震化等工事	事業費	3,955,155 千円
	施設更新工事	事業費	470,747 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		8,075,063	千円
第1項 営業収益		7,069,071	千円
第2項 営業外収益		1,005,990	千円
第3項 特別利益		2	千円
	支	出	
第1款 水道事業費用		7,388,198	千円
第1項 営業費用		7,193,073	千円
第2項 営業外費用		183,527	千円
第3項 特別損失		5,598	千円
第4項 予備費		6,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,433,790千円は減債積立金165,172千円、建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額351,063千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,417,555千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		2,837,017	千円
第1項 企業債		1,018,000	千円
第2項 出資金		1,050,188	千円

第3項	工事負担金	349,310	千円
第4項	分担金	259,614	千円
第5項	他会計負担金	41,404	千円
第6項	補助金	118,500	千円
第7項	固定資産売却代金	1	千円

支 出

第1款	資本的支出	6,270,807	千円
第1項	建設改良費	4,680,620	千円
第2項	企業債償還金	1,390,187	千円
第3項	投資	200,000	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	額田南部浄水場設備更新事業	千円 330,000	令和5年度	千円 0
				令和6年度	259,600
				令和7年度	70,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	千円 1,018,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	885,055 千円
(2) 交 際 費	80 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、113,948千円と定める。

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和5年度岡崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道接続戸数		147,400	戸
(2) 年間総処理水量		37,617,000	m ³
(3) 1日平均処理水量		102,779	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠 ^{きよ} 施設築造工事	事業費	1,911,100 千円
	管渠 ^{きよ} 施設改良工事	事業費	1,071,859 千円
	ポンプ施設改良工事	事業費	438,018 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	下水道事業収益	10,078,470	千円
第1項	営業収益	6,569,965	千円
第2項	営業外収益	3,324,788	千円
第3項	特別利益	183,717	千円
支		出	
第1款	下水道事業費用	9,612,318	千円
第1項	営業費用	8,688,169	千円
第2項	営業外費用	913,703	千円
第3項	特別損失	7,446	千円
第4項	予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,825,458千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156,212千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126,120千円、過年度分損益勘定留保資金3,082,729千円並びに当年度分損益勘定留保資金460,397千円で補填するものとする。）。

収		入	
第1款	資本的収入	4,686,162	千円
第1項	企業債	3,377,000	千円

第2項 負担金	156,918	千円
第3項 補助金	1,151,500	千円
第4項 貸付金償還金収入	744	千円
支 出		
第1款 資本的支出	8,511,620	千円
第1項 建設改良費	4,235,263	千円
第2項 企業債償還金	4,271,357	千円
第3項 投資	5,000	千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道管渠 ^{きよ} 築造事業に要する経費 (愛宕幹線)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 1,300,000
雨水ポンプ場の改築に要する経費 (大門雨水ポンプ場)	令和6年度	957,000
汚水中継ポンプ場の改築に要する経費 (大西汚水中継ポンプ場)	令和6年度	18,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 2,652,800	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えするこ
資本費平準化債	724,200			

				とができる。
--	--	--	--	--------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	486,527 千円
(2) 交 際 費	80 千円

令和5年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩